

令和8年4月

大野小学校 保護者のみなさまへ

鏡野町立大野小学校  
校長 勝田 俊行

## 大野小学校での基本的なルールについて(お知らせ)

本校では、児童が安全安心に学び、保護者のみなさまから信頼される学校をめざして、不祥事防止や情報管理について校内ルールを定めています。校内ルールについて保護者のみなさまにもご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

- ① 学習規律・生徒指導をする際に、体罰による指導はしません。説得と納得による指導を貫きます。
- ② 生徒指導等における児童への指導は複数で対応します。
- ③ 教室の机上に個人情報放置しません。
- ④ 個人の携帯電話やSNS等で児童や保護者と連絡を取り合うことはしません。※緊急時は除く
- ⑤ 児童の写真や動画など個人情報に関して、新聞、報道など学校外に出す場合には、個人情報掲載に関する同意書に基づいて判断します。
- ⑥ 児童の病気や怪我の場合、あるいは放課後の指導で下校が遅くなった場合、状況によっては保護者に連絡し、家庭の責任で送り迎えをしていただきます。家庭の都合がつかない場合は、タクシーなどの公共の交通機関を利用します。(職員の自家用車での送り迎えは原則しません)
- ⑦ 学級費やPTA会費など各家庭から集めた金銭は金融機関で管理し、会計簿を整備して利用します。また、会計報告書を管理職の点検と決済を得て保護者に提示します。
- ⑧ 遊具や学校備品・施設については定期的に複数の目で点検し、安全性を確認すると共に、必要に応じて迅速に修繕し、安全を確保します。
- ⑨ 万一事故や火災、あるいは職員に不祥事が起こった場合には、危機管理マニュアルに従い、迅速な対応をします。
- ⑩ 報道機関への対応については、窓口を一本化し、個人レベルで不用意に情報を流すようなことはしません。
- ⑪ 警報発令、災害等の緊急時に、家庭へ児童を引き渡す場合は、迎えに来る方を年度初めに確認しておき、引き渡しの際に迎えの方を確認して引き渡します。

※児童・保護者の相談学校窓口は、教頭・養護教諭となっております。(54-0409)  
鏡野町教育委員会 学校教育課にも相談窓口があります。(54-2800)